舞鶴医療センター 院内感染防止対策に関する取組事項

当院では、院内感染防止対策として、以下のような取組を行っています。

- 1. 患者さんやご家族をはじめ、病院に関わる全ての人たちを感染から守るために、標準 予防策と感染経路別予防策を基本とした感染対策を遵守しています。
- 2. 感染対策に関する専門的知識を持った医師、看護師、薬剤師、検査技師を中心とした 感染対策チームを作り、週1回各部署を巡回して感染対策の実施状況を確認しています。
- 3. 感染対策チームは、院内感染症の発生状況を調査し、現場への指導を行い、感染拡大 を防止しています。
- 4. 抗菌薬の適正な使用に関する取組を行い、薬剤が効きにくい細菌の発生を予防しています。
- 5. 感染対策チームが企画して感染対策に関する研修会を年2回以上全職員対象に開いています。さらに、各部門別や職種別の研修を適宜開き、感染対策の意識・知識・技術の向上に努めています。
- 6. 感染防止対策に関する最新の知見に基づいた手順書を作成し、全職員が遵守できるように心がけています。
- 7. 感染予防策の実践に際しては、個人の人権とプライバシーの擁護に努めます。
- 8. 地域の医療機関からの感染対策に関する相談を受け、また合同で検討する機会を持ち、 地域ぐるみの感染対策の向上に努めています。

平成 24 年 4 月